

滋賀県コミュニケーション条例

第1章 総則

第1条(目的)

この条例は、全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向けて、障害のある人のコミュニケーションの妨げとなる社会的障壁を解消することを目的とする。

第2条(基本理念)

この条例では、次の3つの理念のもとに目的の達成を目指す。

- (1)すべての県民等は、障害のある人の多様なコミュニケーション手段を認め、その利用を妨げない。
- (2)すべての県民等は、障害のある人の円滑なコミュニケーションのために合理的な配慮を行う。
- (3)滋賀県は、市町村、県民、事業者、団体、学校等と協働して施策を推進する。

上記の(1)と(2)については第3条～第7条で、(3)については第8条と第2章で具体的に規定する。

第3条(コミュニケーション手段)

すべての県民等は、障害のある人の多様なコミュニケーション手段を認め、その利用を妨げない。コミュニケーション手段とは視覚、聴覚、触覚、身体、機器等を活用して意思疎通を図るための手段をいう。

例)点字、音声、手話、要約筆記、弱視手話、触手話、指点字、指文字、筆記、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の提示、身振り等の合図、ルビ、平易または具体的な表現等。

第4条(合理的な配慮)

すべての県民等は、障害のある人の円滑なコミュニケーションのために合理的な配慮を行う。合理的な配慮とは、社会的障壁を取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応することです。重すぎる負担がある時でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含めて話し合い、理解を得るように努めることが大切です。

例)支援者の同席許可(手話通訳者等)、コミュニケーション手段への協力(筆記等)、コミュニケーションを取りやすい環境の整備(視覚刺激や聴覚刺激の低減、別室対応等)。

第5条(県民の役割)

県民は、障害のある人の多様なコミュニケーション手段を認め、その利用を妨げない。また、円滑なコミュニケーションのために合理的な配慮を行う。特に、県民一人ひとりが多様なコミュニケーション手段を理解すること、障害当事者や支援者・関係者が適切に情報発信することは、社会的障壁の解消に不可欠である。

第6条(事業者の役割)

事業者および従業員は、障害のある人の多様なコミュニケーション手段を認め、その利用を妨げない。また、円滑なコミュニケーションのために合理的な配慮を行う。特に、顧客や従業員、取引先に障害のある人がいる場合、事業者が合理的配慮の事例をつくることは、社会的障壁の解消に向けて大いに意義がある。

第7条(学校の役割)

学校および教職員は、障害のある人の多様なコミュニケーション手段を認め、その利用を妨げない。また、円滑なコミュニケーションのために合理的な配慮を行う。特に、子どもたちが多様なコミュニケーション手段を理解できるように支援および指導をすることは、社会的障壁の解消に向けて大いに意義がある。

第8条(県の責務)

県は、障害のある人のコミュニケーションの妨げとなる社会的障壁を解消するための施策を総合的に推進する。その際、県民、事業者、学校、障害者、支援者、関係団体等と連携を図る。また必要に応じて、市町村に連携協力し、また市町村に対して協力を要請する。県が行う事務または事業においては、第6条における事業者としての役割を果たし模範となる。

第2章 県が行う施策

第9条(財政上の措置)

県は、障害のある人のコミュニケーションの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第10条(支援者の確保)

県は、障害のある人のコミュニケーションを助ける支援者の確保に努める。具体的には、支援者または支援者養成のための研修、支援者の派遣に必要な体制の整備、支援者の取組の周知等を行う。以上は県が行う事務または事業において行うだけでなく、学校や事業者等の取組も積極的に支援する。

第11条(コミュニケーション手段の確保)

県は、県民が障害の有無に関わらずコミュニケーション手段を習得するための取組を支援する。また、公共施設、職場等において、使用可能なコミュニケーション手段の表示、支援者や機器等の配置を促進する。県が行う情報発信については、多様なコミュニケーション手段による情報保障を推進する。

第12条(理解の促進)

県は、多様なコミュニケーション手段の理解を促進するため、コミュニケーション手段や合理的配慮について普及啓発を行う。その際、障害当事者や支援者・関係者、市町村等と積極的に連携し、総合的かつ効果的な普及啓発となるよう努める。

附則

1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。